

令和 7 年 6 月市議会定例会

令和 7 年 6 月 9 日提 出

議 案

橋 本 市

議 案 目 録

承認第 1 号	専決処分事項の承認について(令和 6 年度橋本市一般会計 補正予算(第 15 号))	・・・P1
承認第 2 号	専決処分事項の承認について(令和 6 年度橋本市工業団地 造成事業特別会計補正予算(第 6 号))	・・・P8
承認第 3 号	専決処分事項の承認について(令和 7 年度橋本市一般会計 補正予算(第 1 号))	・・・P15
承認第 4 号	専決処分事項の承認について(橋本市消防団員等公務災害 補償条例の一部を改正する条例)	・・・P22
承認第 5 号	専決処分事項の承認について(橋本市税条例の一部を改正 する条例)	・・・P27
承認第 6 号	専決処分事項の承認について(橋本市都市計画税条例の一 部を改正する条例)	・・・P42
承認第 7 号	専決処分事項の承認について(橋本市半島振興対策実施地 域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改 正する条例)	・・・P47
承認第 8 号	専決処分事項の承認について(橋本市国民健康保険税条例 の一部を改正する条例)	・・・P50
議案第 1 号	令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)について	・・・P54
議案第 2 号	令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)につ いて	・・・P62
議案第 3 号	令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について	・・・P68

議案第 4 号	令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)について	……P74
議案第 5 号	令和 7 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 1 号)について	……P80
議案第 6 号	橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び 水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する 条例について	……P82
議案第 7 号	橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を 改正する条例について	……P84
議案第 8 号	土地の処分について	……P86
議案第 9 号	財産の貸付について	……P87
議案第 10 号	物品購入契約の締結について	……P88
議案第 11 号	物品購入契約の締結について	……P89
議案第 12 号	物品購入契約の締結について	……P90
選第 1 号	橋本市公平委員会委員の選任について	……P91
選第 2 号	橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について	……P92
選第 3 号	橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について	……P93

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 15 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 15 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和 6 年度 橋本市一般会計補正予算（第 15 号）

令和 6 年度橋本市の一般会計補正予算（第 15 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 地 方 譲 与 税	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税
	3 森 林 環 境 譲 与 税
3 利 子 割 交 付 金	
	1 利 子 割 交 付 金
4 配 当 割 交 付 金	
	1 配 当 割 交 付 金
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
6 法 人 事 業 税 交 付 金	
	1 法 人 事 業 税 交 付 金
7 地 方 消 費 税 交 付 金	
	1 地 方 消 費 税 交 付 金
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金
10 地 方 特 例 交 付 金	
	2 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金
11 地 方 交 付 税	
	1 地 方 交 付 税
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金
19 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金
21 諸 収 入	
	5 雑 入
22 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
252,207	1,625	253,832
53,000	1,491	54,491
166,000	760	166,760
33,207	626	32,581
4,400	149	4,251
4,400	149	4,251
56,000	43,536	99,536
56,000	43,536	99,536
29,000	87,830	116,830
29,000	87,830	116,830
75,000	8,431	83,431
75,000	8,431	83,431
1,443,000	41,267	1,484,267
1,443,000	41,267	1,484,267
23,000	1,885	21,115
23,000	1,885	21,115
34,000	3,785	30,215
34,000	3,785	30,215
301,346	11,286	312,632
0	11,286	11,286
8,932,651	46,365	8,979,016
8,932,651	46,365	8,979,016
3,000	318	3,318
3,000	318	3,318
2,630,366	235,787	2,394,579
2,498,173	235,787	2,262,386
1,149,502	948	1,150,450
1,071,305	948	1,072,253
1,984,351	0	1,984,351
1,984,351	0	1,984,351
32,465,172	0	32,465,172

第2表 地方債補正

(追 加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
一 般 単 独 事 業 債	千円 33,200	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
施 設 整 備 事 業	千円 271,700	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公共施設等適正管理推進事業	858,800			

(廃 止)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
市 町 村 振 興 資 金 貸 付	千円 33,200	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 281,700	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
848,800			

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

令和 6 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 6 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 6 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 6 号)について、急
施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に
基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和 6 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 6 号)

令和 6 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 400,159 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,102,687 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
3 繰	入 金		
		1 基	金 繰 入 金
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
90,234	400,159	490,393
90,234	400,159	490,393
702,528	400,159	1,102,687

歳 出

款	項
1 工 業 団 地 造 成 事 業 費	
	1 工 業 団 地 造 成 事 業 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
698,120	400,159	1,098,279
698,120	400,159	1,098,279
702,528	400,159	1,102,687

承認第 3 号

専決処分事項の承認について

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 7 年 4 月 15 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和7年度 橋本市一般会計補正予算(第1号)

令和7年度橋本市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,090千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,004,950千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年4月15日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
16 県	支 出 金		
		3 委 託	金
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,421,911	39,090	2,461,001
276,698	39,090	315,788
30,965,860	39,090	31,004,950

歳 出

款		項	
2 総	務 費		
		5 選	挙 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,557,030	39,090	3,596,120
106,622	39,090	145,712
30,965,860	39,090	31,004,950

承認第 4 号

専決処分事項の承認について

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 7 年 3 月 27 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

橋本市消防団員等公務災害補償条例(平成18年橋本市条例第224号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防	(補償基礎額) 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防

従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円	円	円
	<u>12,900</u>	<u>13,700</u>	<u>14,500</u>

従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円	円	円
	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	<u>14,200</u>

分団長及び 副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>	分団長及び 副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>
部長、班長及 び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>	部長、班長及 び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>
備考 略				備考 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橋本市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた橋本市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

承認第 5 号

専決処分事項の承認について

橋本市税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税条例の一部を改正する条例

橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるため、<u>公示事項が記載された書面(電磁的記録を含む。)</u>を橋本市公告式条例(平成18年橋本市条例第3号)第2条第2項又は第3項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。<u>ただし、掲示場を閲覧できないものには、公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧又はその写しを閲覧させることによってするものとする。</u> (納税証明事項) 第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、橋本市公告式条例(平成18年橋本市条例第3号)第2条第2項<u>及び</u>第3項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。 (納税証明事項) 第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除す

林所得金額から控除する。 (寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 略 (2) <u>公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第6条又は附則第4条第1項の規定により和歌山県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託(市内に受益が及ぶものに限る。)</u>の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金 (3) 略	る。 (寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 略 (2) <u>公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第162号)第1条の規定により主務官庁の権限に属する事務を和歌山県知事又は和歌山県教育委員会が行うものとされた同条に規定する公益信託(市内に受益が及ぶものに限る。)</u>の信託財産とするために支出した金銭 (3) 略
2 略 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控	2 略 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控

除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 略

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 略

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。))又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。))(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～5 略

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。))又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。))(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 略 2 略 (固定資産税の減免) 第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。 (1) 略 (2) <u>公益社団法人及び公益財団法人の所有する固定資産</u> (3)～(5) 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 略 <u>(2)～(5) 略</u> 3 略 (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ <u>2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免)	(2)～(4) 略 2 略 (固定資産税の減免) 第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。 (1) 略 (2) <u>民法第34条に規定する公益法人の所有する固定資産</u> (3)～(5) 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 略 <u>(2) 所有者以外の使用者が納税義務者である場合は、固定資産の所有者名</u> <u>(3)～(6) 略</u> 3 略 (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免)
--	--

第89条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) 略

3 略

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障がい者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障がい者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者若しくは身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項

第89条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) 略

3 略

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障がい者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障がい者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明す

において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) 略 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 4・5 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第147条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。	る書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) 略 3・4 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第147条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。
--	---

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～16 略 17 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 18 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 19 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 20 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 21・22 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～6 略 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した	(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 附 則 (公益法人等に係る市民税の課税の特例) 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～16 略 17 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 18 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 19 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 20 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 21・22 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～6 略
--	--

申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u>	
8～13 略	7～12 略
14 市長は、法附則第15条の9の3第1項の特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。	
15 略	13 略
16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u> (4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u> (6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u>	

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規

定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条第1項から第4項までの規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(4) 第34条の7第1項の改定規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに附則第3条第5項の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の橋本市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の橋本市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第34条の7第1項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号。以下この条において「令和6年所得税法等改正法」という。)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和6年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)及び」と、同項第2号中「寄附金」とあるのは「寄附金(令和6年所得税法等改正法附則第3条第1項に規定する特定公益信託のうち、公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の許可(和歌山県知事又は和歌山県教育委員会によるものに限る。))を受けたものの信託財産とするために支出した金銭を含む。)」とする。
(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、橋本市税条例第92条の2条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 橋本市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

承認第 6 号

専決処分事項の承認について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例

橋本市都市計画税条例(平成18年橋本市条例第72号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1～3 略 (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第41項の条例で定める割合) 6 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 <u>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</u> 7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)</u>又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u>	附 則 1～3 略 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合) 6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第四号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u> (4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u> (6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u> (宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)
8・9 略	7・8 略
10 <u>附則第8項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	9 <u>附則第6項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。	10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3まで	11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3まで

の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)	の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)
13 略	12 略
14 <u>附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u></u></u></u>	13 <u>附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u></u></u></u>
15 <u>法附則第15条第1項、第9項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項、第31項から第33項まで、<u>第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)	14 <u>法附則第15条第1項、第9項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項、第31項、<u>第32項、第34項、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)
16 略	15 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橋本市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承認第 7 号

専決処分事項の承認について

橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例(平成18年橋本市条例第71号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1・2 略	附 則 1・2 略 <u>(この条例の失効)</u> <u>3 この条例は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その日までにこの条例の適用を受けているものについては、なお従前の例による。</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

承認第 8 号

専決処分事項の承認について

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

橋本市国民健康保険税条例(平成18年橋本市条例第73号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略	(1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の橋本市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 1 号

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)について

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を
求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度橋本市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 223,258 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,228,208 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
16 県 支 出 金			
		2 県 補 助 金	
17 財 産 収 入			
		1 財 産 運 用 収 入	
19 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
21 諸 収 入			
		5 雑	入
22 市 債			
		1 市	債
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
4,699,832	290,164	4,989,996
1,629,404	290,164	1,919,568
2,461,001	4,267	2,465,268
750,694	4,267	754,961
18,028	1,329	19,357
18,023	1,329	19,352
3,119,651	60,552	3,059,099
3,100,489	60,552	3,039,937
491,988	6,850	498,838
416,127	6,850	422,977
1,284,500	18,800	1,265,700
1,284,500	18,800	1,265,700
31,004,950	223,258	31,228,208

歳 出

款		項	
1 議 会 費			
		1 議 会 費	
2 総 務 費			
		1 総 務 管 理 費	
		3 徴 税 費	
		5 選 挙 費	
3 民 生 費			
		1 社 会 福 祉 費	
		2 児 童 福 祉 費	
4 衛 生 費			
		1 保 健 衛 生 費	
6 農 林 水 産 業 費			
		1 農 業 費	
7 商 工 費			
		1 商 工 費	
8 土 木 費			
		4 都 市 計 画 費	
9 消 防 費			
		1 消 防 費	
10 教 育 費			
		2 小 学 校 費	
		3 中 学 校 費	
		4 幼 稚 園 費	
		5 社 会 教 育 費	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
234,343	2,264	236,607
234,343	2,264	236,607
3,596,120	284,667	3,880,787
2,875,312	280,633	3,155,945
322,600	2,000	324,600
145,712	2,034	147,746
12,232,261	3,998	12,236,259
6,441,036	3,598	6,444,634
5,076,550	400	5,076,950
3,198,036	68,785	3,129,251
854,397	68,785	785,612
792,128	36,770	828,898
708,651	36,770	745,421
1,058,806	36,993	1,021,813
1,058,806	36,993	1,021,813
2,052,266	2,369	2,049,897
1,058,949	2,369	1,056,580
2,144,301	577	2,144,878
2,144,301	577	2,144,878
2,677,457	3,129	2,680,586
278,604	600	279,204
227,808	260	227,548
4,143	782	4,925
574,890	2,007	576,897
31,004,950	223,258	31,228,208

第2表 地方債補正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業	千円 41,600	証書借入 又 は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	839,900			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 15,500	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
847,200			

議案第 2 号

令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度橋本市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,739 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,623,435 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
3 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
4 支 払 基 金 交 付 金			
		1 支 払 基 金 交 付 金	
5 県 支 出 金			
		2 県 補 助 金	
7 繰 入 金			
		1 一 般 会 計 繰 入 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,451,475	685	1,452,160
364,519	685	365,204
1,711,405	740	1,712,145
1,711,405	740	1,712,145
925,707	342	926,049
38,448	342	38,790
1,273,251	972	1,274,223
1,088,768	972	1,089,740
6,620,696	2,739	6,623,435

歳 出

款					項														
3	地	域	支	援	事	業	費												
								3	一	般	介	護	予	防	事	業	費		
歳					出					合					計				

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
293,267	2,739	296,006
37,969	2,739	40,708
6,620,696	2,739	6,623,435

議案第 3 号

令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,626 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,184,025 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
3 繰	入 金		
		1 一	般 会 計 繰 入 金
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,217,874	2,626	1,220,500
1,217,874	2,626	1,220,500
2,181,399	2,626	2,184,025

歳 出

款		項	
1 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
38,124	2,626	40,750
37,945	2,626	40,571
2,181,399	2,626	2,184,025

議案第 4 号

令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)に
ついて

令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のと
おり議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 7 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 395,272 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 523,539 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
3 財 産 収 入			
		1 財 産 売 払 収 入	
4 繰 入 金			
		1 基 金 繰 入 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	235,453	235,454
1	235,453	235,454
108,894	159,819	268,713
108,894	159,819	268,713
128,267	395,272	523,539

歳 出

款	項
1 工 業 団 地 造 成 事 業 費	
	1 工 業 団 地 造 成 事 業 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
115,487	395,272	510,759
115,487	395,272	510,759
128,267	395,272	523,539

議案第 5 号

令和 7 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和7年度 橋本市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度橋本市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病 院 事 業 費 用	8,569,545	3,368	8,572,913
第1項 医 業 費 用	8,341,108	3,368	8,344,476

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額
ポータブルエコー賃借料	令和8年度から令和10年度	648

令和7年6月9日提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 6 号

橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成 24 年橋本市条例第 4 5 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) 略 (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第<u>37</u>条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。) (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 建設業法施行令第<u>37</u>条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) 略 (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第<u>34</u>条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。) (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 建設業法施行令第<u>34</u>条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する
条例について

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例(令和元年橋本市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後					改正前				
別表第3(第2条関係)					別表第3(第2条関係)				
助産に係る場合の特別の療養環境 (個室)	特別個室	市内居住者	1日につき	10,000円	助産に係る場合の特別の療養環境 (個室)	特別個室	市内居住者	1日につき	10,000円
		市外居住者	//	15,000円			市外居住者	//	15,000円
	個室	市内居住者	//	7,000円		個室	市内居住者	//	5,000円
		市外居住者	//	9,000円			市外居住者	//	7,000円
別表第4(第2条関係)					別表第4(第2条関係)				
その他の場合の特別の療養環境 (個室)	特別個室	市内居住者	1日につき	11,000円	その他の場合の特別の療養環境 (個室)	特別個室	市内居住者	1日につき	11,000円
		市外居住者	//	16,500円			市外居住者	//	16,500円
	個室	市内居住者	//	7,700円		個室	市内居住者	//	5,500円
		市外居住者	//	9,900円			市外居住者	//	7,700円
注 略					注 略				

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 8 号

土地の処分について

下記のとおり土地を処分したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1 所在地 あやの台北部用地 12-2 街区(1、2 画地)、12-3 街区(1、2 画地)
(橋本市隅田町山内字大谷 1273 番 5 外 3 筆に相当する箇所)
- 2 地 目 保安林、山林
- 3 地 積 8,531.34 m²
- 4 処分金額 232,397,490 円
- 5 契約の相手方
所在地 兵庫県西脇市郷瀬 417 番地
名 称 株式会社がまかつ
代表者 代表取締役 藤井 治幸

議案第 9 号

財産の貸付について

下記の財産を貸し付けたいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

1 貸し付ける財産の内容

(1) 建物

名称 紀見保育園園舎
所在 橋本市胡麻生 323 番地の 1
構造 鉄筋コンクリート造

(2) 土地

橋本市胡麻生 322 番、323 番 1

2 貸し付ける相手方

所 在 和歌山県橋本市胡麻生 552 番地
名 称 株式会社 CORE.
代表者名 代表取締役 杉本 卓哉

3 貸付条件

貸付金額 月額 101,000 円(税込み)
貸付期間 3 年間

議案第 10 号

物品購入契約の締結について

消防ポンプ自動車(赤塚)購入について、下記のとおり物品購入契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1 契約の目的
物品の名称 消防ポンプ自動車
数 量 1 台
- 2 契約の方法
指名競争入札
- 3 契約金額
24,365,000 円(税込み)
- 4 契約の相手方
所在地 橋本市東家一丁目 2 番 5 号
名称 有限会社 嶋モータース
代表者 代表取締役 嶋 謙次

議案第 11 号

物品購入契約の締結について

消防ポンプ自動車(名古屋)購入について、下記のとおり物品購入契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

1 契約の目的

物品の名称 消防ポンプ自動車
数 量 1 台

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

24,585,000 円(税込み)

4 契約の相手方

所在地 橋本市東家 5 丁目 1-3
名称 有限会社 福井自動車
代表者 代表取締役 福井 一弘

議案第 12 号

物品購入契約の締結について

化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)購入について、下記のとおり物品購入契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1 契約の目的
物品の名称 化学消防ポンプ自動車
数 量 1 台
- 2 契約の方法
指名競争入札
- 3 契約金額
88,275,000 円(税込み)
- 4 契約の相手方
所在地 橋本市神野々977 番地
名称 有限会社 畑自動車
代表者 代表取締役 畑 隆明

選第 1 号

橋本市公平委員会委員の選任について

橋本市公平委員会委員として、下記の者を選任したいので、地方公務員法
(昭和 25 年法律第 261 号)第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 池田 和夫

選第 2 号

橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について

橋本市固定資産評価審査委員会委員として、下記の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 山口 孝次

選第 3 号

橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について

橋本市固定資産評価審査委員会委員として、下記の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 平田 直人